

四日市市の環境保全

平成14年度版

平成13年度事業

四日市市環境部環境保全課

四日市市民憲章

私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから「市」が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。

私たちは、四日市市民であることに誇りと責任をもち、豊かな未来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。

1. 自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくります。
1. やさしい心のかよい合う温かいまちをつくります。
1. きまりを守り楽しく明るいまちをつくります。
1. 伝統を生かし文化の香りたかいまちをつくります。
1. 産業を育て活気あふれるまちをつくります。 (昭和57年8月1日制定)

四日市市環境基本条例 基本理念

良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない。

良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取り組みと参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。

良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

快適環境都市宣言

さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな自然の中で、安らぎと潤いに満ちた暮らしを営むことは、すべての人々の基本的な願いであります。

しかし、今日、私たちの活動は、私たちの身のまわりの環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を与えつつあります。

私たちは、人も自然の一員であることを深く認識し、自然と調和したまちづくりを進め、良好な環境を将来の市民へ引き継いでいかなければなりません。

市民、事業者、行政が一体となって、二度と公害を起こさないとの決意のもと、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図るため、私たちは、ここに四日市市を「快適環境都市」とすることを宣言します。

(平成7年9月26日制定)

目 次

第1章 四日市市のあらし

第1節 概 況	1
第2節 産 業	3
1. 概 況	3
2. 産業別就業人口	3
3. 工業の推移	4

第2章 環境保全の経緯

第1節 公害の発生から未然防止へ	6
第2節 公害防止計画	8
1. 第1期公害防止計画	8
2. 第2期公害防止計画	9
3. 第3期公害防止計画	10
4. 第4期公害防止計画	11
5. 第5期公害防止計画	12
6. 第6期公害防止計画	13
7. 第7期公害防止計画	14
第3節 環境基本条例の制定と環境計画の策定	16
1. 四日市市環境基本条例	16
2. 四日市市環境計画	17
第4節 環境保全関係年表	19

第3章 公害の現況と対策

第1節 大気汚染	30
1. 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標値	30
2. あゆみ	30
3. 現 況	36
4. 対 策	46
第2節 水質汚濁	51
1. 水質汚濁に係る環境基準	51
2. あゆみ	54
3. 現 況	55

4.工場・事業場排水の対策	69
5.生活排水の対策	71
第3節 悪臭	72
1.あゆみ	72
2.現況	72
3.対策	78
第4節 騒音・振動	80
1.騒音に係る環境基準	80
2.あゆみ	81
3.現況	82
4.対策	89
第5節 地盤沈下	90
1.あゆみ	90
2.現況	91
3.対策	92
第6節 協定書	93
1.公害防止協定	93
2.環境保全協定	93
3.公害防止協定書	94
第7節 公害苦情	95
1.公害苦情件数の年度別推移	95
2.平成13年度の状況	95
3.公害苦情処理体制	96
第8節 法律・条例に基づく届出状況	97
1.大気汚染防止法・三重県公害防止条例に基づく届出工場・事業場数	97
2.三重県公害防止条例に基づく炭化水素系物質に係る届出施設数	97
3.水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	98
4.騒音規制法・三重県公害防止条例に基づく届出数	99
5.振動規制法・三重県公害防止条例に基づく届出数	100
6.騒音・振動に係る指定地域別の特定工場等数	101

第4章 自然環境保全

第1節 自然環境保全	102
1.自然環境	102

2. 自然環境現況調査	102
3. 地域開発環境配慮指針の策定	105
4. 「よっかいちの自然」の編集・発行	105
5. 「四日市の身近な自然調査」の実施	106
6. 自然環境保全推進事業	106
7. 智積養水	106

第5章 環境教育

第1節 環境教育及び啓発事業の推進	107
1. 環境学習センターの取り組み	107
2. 環境保全課の取り組み	115

第6章 健康被害の補償と予防

第1節 公害健康被害対策	116
1. 被害者救済対策の経過	116
2. 被認定者数の状況	119
3. 補償給付の支給状況	122
4. 公害保健福祉事業等	123
第2節 健康被害の予防	124
1. 健康被害予防事業	124
2. 事業の内容	124
第3節 費用負担	125
1. 公害健康被害者の補償費用	125
2. 健康被害予防事業の実施費用	126

第7章 環境マネジメントシステム

第1節 四日市市役所における環境マネジメントシステムについて	127
1. 認証取得日	127
2. 審査登録機関	127
3. 取得範囲	127
4. 取得目的	127
5. 取得までの経緯	127
6. 本市環境マネジメントシステムの特徴	128
7. 平成13年度の実績	129
8. ISO14001認証取得範囲外における取組＝YSOによる活動	130
第2節 市民との協働による環境マネジメントシステムへの取組	132

第8章 参考資料

第1節 環境行政組織・予算	133
1. 機構	133
2. 事務分掌	133
3. 予算	135
第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等	136
1. 四日市市環境基本条例	136
2. 四日市市環境保全審議会条例	140
3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例	143
4. 四日市市公害健康被害特別審査会規程	145
5. 四日市市公害診療報酬審査委員会規則	147
6. 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱	149
7. 四日市市公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例	152
8. 四日市市公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則	153
9. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領	155
10. 四日市市環境改善設備資金融資並びに利子補給金交付要綱	157
11. 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱	160
12. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例	164
13. 四日市市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	165
14. 四日市市環境学習センター条例	170
15. 四日市市環境学習センター条例施行規則	171
第3節 四日市市の主要工場一覧表	173
第4節 四日市市における環境の推移	174
1. 二酸化硫黄年平均濃度	174
2. 二酸化窒素年平均濃度	174
3. 光化学スモッグ発令状況	174
4. 公害苦情件数	175
5. 公害健康被害認定者数	175
6. 燃料使用量、硫黄酸化物等の排出の実績	175
7. 海域のCOD濃度年平均値	175
8. 河川のBOD濃度年平均値	175